公益財団法人富山県民福祉公園役員の報酬等に関する規程

（趣旨）

第１条 この規程は、公益財団法人富山県民福祉公園定款第27条の規定に基づき役員の報酬等支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬等の種類）

第２条 常勤の理事には、報酬及び通勤手当を、監事（地方公務員である監事を除く。）には報酬を支給し、非常勤の理事及び地方公務員である監事は無報酬とする。

２ それぞれの理事に支給する報酬の額は、別表に定める額の範囲内で個々の役員の勤務内容を勘案して理事会で定める。

３ 監事の報酬の額は、別表に定めるとおりとする。

４ 第１項に規定する通勤手当は職員の例により支給する。

（支給方法）

第３条 前条に規定する報酬及び手当の支給方法は、職員の給料及び手当の例による。

（報酬の日割り計算）

第４条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２ 常勤の理事が退任し、または解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

３ 月の途中において就任し、または退任し、若しくは解任された場合における報酬に額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

４ 第２項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

（費用）

第５条 役員等がその職務の執行に要する交通費等の費用は、その実績を支給する。

（改廃）

第６条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

（細則）

第７条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（施行期日）

附 則

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和８年６月 15 日から施行する。ただし、別表は令和７年１月１日から適用する。

別表（第２条関係）

役　　職	報酬
理　　事	月額　600,000 円
監　　事	月額　30,000 円